

第 55 回大阪府障がい者施策推進協議会

日時：令和5年9月6日（水）

午後1時30分から3時30分

場所：大阪赤十字会館301会議室

■出席委員(五十音順、敬称略)

頭部外傷や病気による後遺症を持つ若者と家族の会事務局長 石橋 佳世子
大阪府社会福祉協議会会长 井手之上 優
大阪聴力障害者協会会长 大竹 浩司
特定非営利活動法人大阪難病連評議員 尾下 葉子
大阪手をつなぐ育成会理事長 小田 多佳子
桃山学院大学社会学部教授 小野 達也
神戸大学大学院人間発達環境学科研究課教授 河崎 佳子
大阪府民生委員児童委員協議会連合会会长 川西 利則
大阪自閉スペクトラム症協会理事 河辺 豊子
桃山学院大学社会学部教授 黒田 隆之
障害者(児)を守る全大阪連絡協議会事務局長 塩見 洋介
大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長 柴原 浩嗣
大阪公立大学名誉教授 関川 芳孝
大阪府視覚障害者福祉協会会长 高橋 あい子
大阪ともだちの会 壱井 一平
大阪府身体障害者福祉協会会长 寺田 一男
大阪小児科医会副会長 鳥邊 泰久
大阪府精神障害者家族会連合会理事 堀居 努
大阪知的障害者福祉協会会长 枝上 利男
大阪府障がい者スポーツ協会会长 宮村 誠一
大阪府障害者福祉事業団理事長 山田 忠男

○事務局

定刻となりましたので、ただ今より第55回大阪府障がい者施策推進協議会を開催させていただきます。委員の皆さま方におかれましては、ご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私は、障がい福祉企画課と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。開催にあたり、福祉部長の吉田より一言、ご挨拶を申し上げます。

○吉田部長

今、紹介いただきました、福祉部長の吉田です。本当に皆さんには、日頃から障がい福祉行政にご支援・ご指導いただきましてありがとうございます。久しぶりのリアルの開催。しばらくオンラインということで開催をさせていただいていたのですが、やっと出会って開催をさせていただくことになりました、今日も初めて直接、ご挨拶をさせていただいた方もたくさん、おられるのではないかと思っています。ありがとうございます。

この協議会ですが、大阪府の障がい者・障がい児の皆さん的生活を支える中長期的な方針をご審議いただく重要な場でございます。

今年度（令和5年度）、この前はオンラインだったのですが、今回は、第2回ということで、開催をさせていただきます。

今日のメインの議題は、第5次大阪府障がい者計画、これの中間見直しをご審議いただくという機会となっております。

今、申し上げた障がい児者計画なのですが、皆さんご承知のとおり、障がい者施策の全般に関する総合的・基本的な計画でございまして、今の計画期間が、令和3年度から令和8年度までということになっておりまして、6年間の計画ということになっております。

今年度は、中間年にあたりますので、これまで策定から3年経過している中で、新しく法律もできました。国のほうでも新しい計画も策定されています。そのことも踏まえまして、中間見直しをさせていただきたいと思っている所です。

今回はまず、今申し上げた計画の中間見直しの全体概要についてご審議いただいたあとに、その中の見直しの中で特に障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく、「文化芸術活動に関する大阪計画」についてこの素案を説明させていただくことと、あとは、第5次大阪府障がい者計画における、難聴児の早期発見・早期支援。これについての素案もご説明をさせていただく予定です。

委員の皆さま方におかれましては、本日の会議でぜひ、忌憚のない意見をいただきまして、2025年には、大阪万博（大阪・関西万博）が開催されます。これはいろいろな所で申し上げているのですが、やはり万博の理念というものは、『いのち輝く未来社会の実現』になっております。それをやはり開催都市である大阪で実現していくかなければいけないという思いを強く持っています。障がい者の皆さん方が、全ての人が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会。それがいのち輝く未来社会につながるイコールではないかと思っておりますので、今日のこの協議会の場で、皆さんにいろいろなご意見をいただきまして、大阪

府の障がい者施策の中長期的なしっかりとした方針を作らせていただきたいと思っております。今日は皆さん、よろしくお願ひいたします。

このあと所用がございまして、私自身は退席をさせていただきますが、ここにいるメンバーがしっかりと皆さんのご意見を受け止めさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。私たちの挨拶は、長くなりましたが以上です。ありがとうございます。

○事務局

吉田部長は、他の公務のためここで退席をさせていただきます。

○吉田部長

すみません。よろしくお願ひいたします。

○事務局

では、本日ご出席の委員の皆さまをご紹介させていただきます。

頭部外傷や病気による後遺症を持つ若者と家族の会事務局長石橋委員です。

大阪府社会福祉協議会会長井手之上委員です。

大阪聴力障害者協会会長大竹委員です。

大阪難病連（特定非営利活動法人大阪難病連）評議員尾下委員です。

大阪手をつなぐ育成会理事長小田委員です。

桃山学院大学社会学部教授小野委員です。

神戸大学大学院人間発達環境学科研究課教授河崎委員です。

大阪府民生委員児童委員協議会連合会会长川西委員です。

大阪自閉スペクトラム症協会理事河辺委員です。

桃山学院大学社会学部教授黒田委員です。

障害者（児）を守る全大阪連絡協議会事務局長塩見委員です。

大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長柴原委員です。

大阪公立大学名誉教授閔川委員です。

大阪府視覚障害者福祉協会会长高橋委員です。

大阪ともだちの会壇井委員です。

大阪府身体障害者福祉協会会长寺田委員です。

大阪小児科医会副会長鳥邊委員です。

大阪府精神障害者家族会連合会理事堀居委員です。

大阪知的障害者福祉協会会长松上委員です。

大阪府障がい者スポーツ協会会长宮村委員です。

大阪府障害者福祉事業団理事長山田委員です。

なお、本日は欠席をされておりますが、関西経済連合会理事佐々木さま、大阪府市長会大東市長東坂さま、大阪府町村長会河南町長森田さまに新たに委員にご就任をいただいておりますので、お名前のみご紹介をさせていただきます。

本日は、委員数30名のうち、21名のご出席をいただいております。大阪府障がい者施

策推進協議会条例第5条第2項の規定により、会議が有効に成立しておりますことを報告させていただきます。

次に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。

次第、委員名簿

資料1－1 「第5次大阪府障がい者計画の中間見直しについて」 A3の資料です。

資料1－2 「地域における障がい者等への支援体制について大阪府障がい者自立支援協議会提言の概要」

資料1－3 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律概要」

資料1－4 「第5次障がい者基本計画概要」

資料2－1 「障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく大阪計画（仮称）の概要」

資料2－2 「障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく大阪計画（仮称）」

資料3－1 「大阪府における難聴児の早期発見、広域支援の推進について」

以上がA3の資料になっております。

続きまして、資料3－2 「第5次大阪府障がい者計画における難聴児の早期発見・保育支援について（案）」

最後に参考資料1 「大阪府障がい者施策推進協議会条例」、参考資料2 「大阪府障がい者施策推進協議会要綱」を準備しております。資料に不足等がございましたら、事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

なお、大阪府においては、会議の公開に関する指針を定めており、本指針に基づき、本会議も原則として、公開としております。個人の委員名は記載いたしませんが、配布資料とともに、委員の皆さまの発言内容をそのまま議事録として大阪府のホームページで公開をする予定にしておりますので、あらかじめご了承いただきますよう、お願ひいたします。

次に、この会議には、手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員や、点字資料を使用されている視覚障がい者の委員がおられます。情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際はその都度、お名前をおっしゃっていただくとともに手話通訳ができるようゆっくりとかつはっきりとご発言をお願いいたします。

また、点字資料は墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり、言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げる等、ご配慮をお願いいたします。

それでは、以降の議事進行につきましては、小野会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小野会長

各委員の皆さん、こんにちは。会長を仰せつかっている小野と申します。よろしくお願ひいたします。私は、大阪の南のほうに住んでいるのですが、今日出るときも結構暑くて、雨も降ったりでそんな気候です。

今日は、久しぶりの対面での開催となりました。オンラインですと、皆さんの都合が合わせやすい便利な機材であります。ただ、対面ですと、皆さんと顔を合わせることになりますので、背筋も少し伸びて緊張感を持ちながらの会議ということになるかと思います。有意義な会にしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、今日の次第ですが、お手元の資料をご覧いただくとご確認いただけると思います。1点目が「第5次大阪府障がい者計画中間見直しの概要について」、2点目が「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づく『大阪計画』(仮称)(素案)について」、3点目が、「第5次大阪府障がい者計画における難聴児の早期発見・早期支援について(素案)」ということになっております。この後半の2点につきましては、こちらの推進協(大阪府障がい者施策推進協議会)の部会にて「文化芸術部会」及び「手話言語条例評価部会」でそれぞれ、個別に議論をいただきしておりますので、その内容を報告するという形になります。

会議全体としましては、2時間程度を考えております。できるだけ多くの委員の皆さんにご発言をいただきたいと思いますので、円滑な議事進行にご協力をよろしくお願ひいたします。

それではまず、議題1に入って行きます。「第5次大阪府障がい者計画中間見直しの概要について」ということで事務局からご説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局

障がい福祉企画課です。それでは、議題1「第5次大阪府障がい者計画中間見直しの概要について」ご説明をいたします。まずははじめに、中間見直しを行う第5次大阪府障がい者計画の概要をご説明させていただきます。

大阪府では、障がい者施策全般に関する総合的・基本的な計画として、本計画を策定しております。本計画は、障害者基本法第11条第2項に基づくものであり、障がい者施策全般に関する基本的な方向と達成すべき目標を示す総合的な計画で、障害者総合支援法と児童福祉法に基づく、障がい福祉計画・障がい児福祉計画を含めて一体的に記述し、策定しております。

本計画の計画期間は、令和3年度から令和8年度の6年間としておりまして、今年度は、計画期間の中間の年にあたることから、本計画を策定した令和3年3月以降、現在に至るまでの間に施行された法や新たに策定された計画の内容などを、現在の計画の内容と照らし合わせまして、必要に応じて修正を行いたいと考えております。

本日はその中間見直しの概要等について、委員のみなさまにご意見を賜りたいと思っております。

それでは、資料1－1をご覧ください。こちらの資料の構成といたしましては、左に「第5次障がい者計画策定後の主な動き」といたしまして、令和3年3月から現在に至るまでの間の法改正や、策定された計画などについて記載しております。資料の中ほどに現在の「第5次大阪府障がい者計画の構成」を記載しております。また、資料右手には、主な動きを踏

まえた見直しを現行計画にどのように反映していくのか、第5次大阪府障がい者計画見直しの概要について記載しております。

それでは、左手「第5次障がい者計画策定後の主な動き」をご覧ください。点字版は1ページでございます。こちらには、令和3年4月から現在にいたるまでの間の障がい者施策に関する主な動きを5つ記載しております。

まず1つめ、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」でございます。これは、国において令和5年3月に策定され、障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としており、障がい者による文化芸術活動を推進するうえでの基本的な方針や、施策の方向性等を定めております。

また、この計画の根拠法となる「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」により、「地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障がい者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」とされております。

2つめに、「難聴児の早期発見、早期療育推進のための基本指針」でございます。この指針は、国において令和4年2月に策定されたものでございます。国のプロジェクトの報告におきまして、難聴児の早期支援を促進するため、保健、医療、福祉及び教育の垣根を排除し、新生児から乳幼児期、学齢期まで切れ目なく支援していく連携体制を各都道府県において構築することが示されております。それを受けまして、地域の実情に応じて難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定するものでございます。

3つめ。点字版2ページでございます。「地域における障がい者等への支援体制について」でございます。これは、令和5年3月に大阪府障がい者自立支援協議会において作成された報告書でございます。この報告書は、障がい者支援施設からの地域生活への移行を進めるために、行政や地域の支援体制、障がい者支援施設の課題と論点をご議論いただき、委員の意見を取りまとめて、提言として出されたものでございます。

全体の構成としましては、障がい者支援の動向から、現状と課題、行政・地域に求められる支援体制と障がい者支援施設に求められる機能。それらを踏まえた地域における障がい者等への支援体制の再構築に向けた提言でございます。障がい者支援施設の今日的なあり方・役割に関する内容となっております。

4つめでございます。「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」でございます。この法律は、令和4年5月に施行され、全ての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報を十分に取得及び利用し、円滑に意思疎通を図ることができることが極めて重要であること、そのためには、障がい者による情報の取得及び利用や意思疎通に係る施策を総合的に推進し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としております。

続きまして、5つめでございます。点字版は3ページでございます。「第5次障がい者基本計画」でございます。こちらは、令和5年3月に内閣府により策定されたものでございます。この計画の位置づけといたしましては、政府が講ずる障がい者施策の最も基本的な計画

となっており、計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間でございます。

この各論として、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を11の分野に整理して、それぞれの分野について、本基本計画の対象期間に政府が講ずる施策の基本的な方向が示されております。

以上が、第5次大阪府障がい者計画策定後の主な動きでございます。

続きまして、「第5次大阪府障がい者計画の構成」についてご説明します。点字版は、4ページでございます。現在の構成につきましては、第1章から第5章で構成されておりまして、第3章に施策の推進方向について記載しております。

大阪府障がい者計画は、障がい当事者の視点から施策の検討を行っており、「地域やまちで暮らす」、「学ぶ」、「働く」などの6つの生活場面と、すべての生活場面に共通することとして「地域を育む」というものを設定しております。施策の方向性や取組み内容について整理のうえ、記載しております。

先ほどご説明いたしました「第5次大阪府障がい者計画策定後の主な動き」を現在の計画にどのように反映していくのかについて、資料右手にございます「第5次大阪府障がい者計画見直しの概要」に記載しております。こちらには、見直しを予定している主な部分のみ抜粋して記載しております。点字版は、6ページでございます。

主に見直しをする部分としては、第3章の第2節「共通場面に応じた施策の推進方向」及び第3節「生活場面に応じた施策の推進方向」において、修正・追記を考えております。

それでは、個別の見直し検討部分について、ご説明いたします。まず、「共通場面：地域を育む」の部分につきましては、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法の内容を踏まえた見直しを考えております。資料1-3を併せてご覧ください。点字版は4ページでございます。資料1-3は、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法の概要でございます。見直しをする内容としましては、本法律の基本的施策の中にある、「(4) 障がい者からの相談・障がい者に提供する情報」に、障がいの種類・程度に応じて情報を提供する配慮について記載しております。

一方、大阪府障がい者計画の「(4) 障がい理解の促進と合理的配慮の浸透」の部分には、「障がい理解の促進や障がい特性に応じた合理的配慮の提供の確保」に関する記載がございますことから、法の内容と照らし合わせまして、見直しの検討となっております。また、大阪府障がい者計画の「(5) ユニバーサルデザインの推進」の部分に、ICT (Information and Communication Technology : 情報通信技術) 等の先進技術の活用に関する記載があることから、法の「(1) 障がい者による情報取得等に資する機器等」の内容と照らし合わせまして、見直しの検討を行ってまいります。

続きまして、「生活場面Ⅰ：地域やまちで暮らす」の部分について、「地域における障がい者等への支援体制について」の提言内容と第5次障がい者基本計画の内容を踏まえた見直しを考えております。

資料1-2を併せてご覧ください。点字版は8ページでございます。資料1-2は、「地

域における障がい者等への支援体制について」の提言の概要版でございます。施設から地域生活への移行をより進めていくために、「地域における障がい者等への支援体制の再構築に向けた提言」がされております。その中で地域全体で障がい者を支えるしくみの構築、入所者の年齢や特性に応じた施設の生活・支援環境の整備について具体的な内容が記載されております。また、今後、地域における障がい者支援施設に求められる機能として3つの機能が挙げられております。1つめが、「重度の知的障がい者への集中支援により、地域生活への移行を推進する「集中支援機能」、2つめに高齢で地域移行が困難な障がい者や支援期間が長期となる方の生活の質を担保する「生活支援機能」、3つめに地域で暮らす障がい者や家族の緊急時に受け入れ支援を行う「緊急生活支援機能」。これら3つの機能が今後求められる機能として挙げられております。

大阪府障がい者計画の「(2) 入所施設の今後の機能のあり方」の部分には、「入所施設の機能・役割を整理・検討した上で、支援を必要とする人が必要なサービスにつながるよう市町村とともに取り組んでいく」と記載されており、先ほどの提言の内容を踏まえまして、今後、大阪府としてどのように取り組んでいくのかその方向性について、記載してまいりたいと考えております。

また、「生活場面Ⅰ」の部分について、第5次障がい者基本計画を踏まえた見直しも検討しております。資料1－4の裏面1ページをご覧ください。点字版は6ページでございます。

資料1－4は、第5次障がい者計画の概要でございます。その裏面は、各論としまして、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を11の分野に整理し、それぞれの分野について施策の基本的な方向が記載されております。

「1. 差別解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」や「6. 保健・医療の推進」、「9. 雇用・就業、経済的自立の支援」などの項目につきましては、これまで大阪府においても取り組みを進めている施策であり、大阪府障がい者計画においても、施策の方向性と具体的な取組みを記載しているものでございます。

点字版は、10ページでございまして、各論の中の「7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進におけるヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保」については、今回新たに盛り込まれた内容でございます。国の計画においては、「ヤングケアラーをはじめとする障がい者の家族支援について、相談や障がい福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、子ども等の負担軽減を図る観点も含め、障がい者の家事支援、短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保に取り組む」と記載されております。

第5次大阪府障がい者計画においては、現在、ヤングケアラーに関する記載はございませんので、障がい者の地域生活を支える家族や障がい福祉サービスについて記載している「生活場面Ⅰ：地域やまちで暮らす」の部分に追記する方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、「生活場面Ⅱ：学ぶ」におきましては、「難聴児の早期発見、早期療育推進のための

「基本指針」を踏まえた追記を検討しております。こちらにつきましては、先ほどもご説明がありましたが、推進協の部会でございます「手話言語条例評価部会」におきまして、個別にお諮りしたものです。検討内容の詳細につきましては、議題3でご報告させていただきます。

次に、「生活場面IV：人としての尊厳を持って生きる」の部分でございます。「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法」の内容を踏まえまして見直しを考えております。

資料1－3を併せてご覧ください。点字版は4ページでございます。この法律の基本施策の(2)に、「防災・防犯及び緊急の通報」の部分に障がいの種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制整備の充実等の記載がございます。一方、第5次大阪府障がい者計画においては、生活場面VIの(3)「安全・安心を確保する」の部分に、災害時における誰にでもわかりやすい情報発信や避難所等における支援体制など情報保障の確保について記載がございます。

また、「情報アクセシビリティ法（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」の基本的施策の(5)「国民の関心・理解の増進」の部分に、障がい者による情報取得等の重要性に関する関心・理解を深めるための広報・啓発活動の充実などに関する記載がございます。大阪府障がい者計画においては、「めざすべき姿と現状の評価・課題」として、「障がいのある人が、その障がい特性に応じた言語やコミュニケーション手段を活用でき、府民がその必要性を理解している社会をめざす」という記載がございます。

これらの障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法の内容と第5次大阪府障がい者計画の内容を照らし合わせまして、必要に応じて見直しを行いたいと考えております。

次に、新たに第4章として「障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく『大阪計画（仮称）』」を掲載いたします。点字版資料は、1－1の5ページでございます。現在、第5次大阪府障がい者計画に記載しております内容は、障がい者施策全般に関する基本的な方向を示す総合的なものであり、福祉部をはじめとする全庁で策定しております、障がい福祉と関係する他の計画等との連携・調和を図っております。文化の取組みについても、障がい者計画の生活場面ごとの各章に記載をしているところでございます。

しかしながら、「障がい者文化芸術推進法」において、都道府県計画を定めるよう努めなければならないとされており、また、国において「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が策定されたこと、さらには、2025年大阪・関西万博の開催なども踏まえまして、障がい者による文化芸術活動に焦点を当て、既に記載している内容も含め、1章立てとして障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく「大阪計画（仮称）」とすることといたしました。こちらの内容につきましては、推進協の部会でございます「文化芸術部会」におきまして、個別にお諮りしたものでございます。検討内容の詳細につきましては、議題2でご報告をさせていただきます。

最後に、現在の第4章である「第6期大阪府障がい福祉計画及び第2期大阪府障がい児福

祉計画」につきましては、先ほどご説明いたしました、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく「大阪計画」の追加を受けまして、新たに第5章として記載いたします。

第6期大阪府障がい福祉計画及び第2期大阪府障がい児福祉計画につきましては、計画期間が今年度までとなっておりますので、令和6年度から令和8年度を計画期間とする新たな計画を第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画として記載いたします。なお、こちらにつきましては、令和5年3月及び6月に開催しました、第53回、54回の本協議会において、成果目標を中心とした大阪府の基本的な考え方を委員のみなさまにご審議のうえ、ご意見を賜り、ご承認をいただいたものでございます。今後、市町村と協議・調整を重ねまして、案を取りまとめる予定でございます。

以上が、第5次障がい者計画の見直しの概要でございます。ご審議の程、どうぞよろしくお願いいいたします。

○小野会長

はい。どうもありがとうございました。主に資料1－1を元にご説明をいただきました。資料1－1は、3部構成になっていますが、真ん中に現在の第5次大阪府障がい者計画の構成がありまして、これが現在、進んでいるのです。

それに対して、左。その作成をしたあとに出ている大きな動きが5点あるということで書いてあります。そしてその5点を受けて、見直しの方向の対応として一番右側に「このようない形で変更をいたします。」とされています。

そのような説明をいただきましたので、皆さまからご意見・ご質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。ご意見がある場合、手を挙げるなど、何かアクションを起こしていただきますとありがたいです。それでは、委員、お願いいいたします。

○委員

先ほどのご説明にもありました、この間の政策の主な動きを5つ列挙していただいております。その中でも、真ん中にあります、「地域における障がい者等への支援体制について」というそこの部分が大阪府にとっては、非常に重要な内容を持っていると思います。上、下ということではないのですが、なぜそう言うのかと言いますと、この5つの政策の動きの中で、大阪府が独自にこの時期に打ち出した方向づけであるということが1点と、それから、国の政策動向と少し内容を異にするような中身を含んでいるということですね。だから、この時期にあえて、例えば、国の障害者総合支援法に基づく、基本指針などを見ましても、入所施設の定員削減目標を5%と掲げていることを大阪府としては、支援体制について、提言に基づいて大阪府の障がい福祉計画の入所施設の削減目標を1.7%に抑えるということで、その検討の中身に盛り込んでいっているそのような位置づけのものであるということをとらえても、この中間見直しにおいて、ここをどのように位置づけていくのかということは極めて私は、重要であると思うのです。

そして、私が申し上げたい1点は、障害者総合支援法の数値目標ですね。政策目標を定め

るにあたっては、この支援体制についての取りまとめは、入所施設の削減目標を国の目標の5%に対して1.7%という数字を挙げる根拠としてここに活用されたということはあるのですが、そこの裏にある、先ほどご説明のあった3つの入所施設の機能ですね。「集中支援」であるとか、「緊急時」であるとか、「生活の支援の質を底上げしていく」といった3つの機能なのですが、それをどのように展開していくのかということについては、おそらく障がい福祉計画においてもあまり詳しくはここでは述べることができないのではないかと思っているのです。それが文章上で述べることができれば、それはそれに越したことはないと思うのですが、いずれにしても入所施設削減を5%から1.7%。国がいう数字を引き下げたというそこだけで福祉計画が進むとすると、それはやはり、支援体制について述べている一番肝心な部分が置き去りになるような懸念があるのですね。

だから、この支援体制について述べている、3つの入所施設の機能をどのように確立していくのかということで、障がい福祉計画の議論の中では、86施設にそれぞれ集中支援機能と緊急時の機能を1カ所ずつ盛り込んでいくという計画が含まれていて、それを受けた数値目標の設定になって来るのですが、それをどのようにその86の施設の中で展開をしていくのか。それと、そこには一切、目標の中には盛り込まれていないのですが、生活支援機能ですね。これをどのように拡充していくのか。そしてそれを施設任せにするのかあるいは、それを推進していくうえで、一定の行政が果たす役割、それにも踏み込んでいくのか。そのあたりがとても大事な視点になっているのではと思いますので、それについてもこの中間見直しの中にぜひ、盛り込んでいただければありがたいと思っております。

○小野会長

ありがとうございました。まずは、ご意見ということで、かなり具体的におっしゃいましたので、この表1については、すいぶん、こちらでも議論をしてきましたので、ここにいるそのときに話をしたメンバーは、皆さんご承知かと思いますが、改めてこれを見直しの中で出てきたときにその数字だけになってしまふところの懸念ということをお話しいただいたのだと思います。後ほど何かありましたら、事務局から返答してください。

まずは、皆さんからのご意見・ご質問を受けていきたいと思いますので、ほかの方でご意見・ご質問がありましたらお願いいいたします。何かございますでしょうか。

○委員

「大阪府障がい者計画策定後の主な目標」ということで、5つ挙げられております。その中に入れるべきかどうか悩んでいることがあるのですが、障害者差別解消法の改正で、令和6年4月1日からこちらに入るんですね。これが非常に大きなことだと私自身思いますし、大阪府では、かねてからそれもよく進んだ形で進めているということは理解しているのですが、国のはうが令和6年4月1日からという形で動いたことがありますので、より一層の大阪府の取組みを強化するとか、そのような姿勢をこの計画の中間見直しの中でも規定していただいたほうがよいのではと思います。

○小野会長

はい。ありがとうございました。まず今のは、差別解消法のあたりの協力、「さらに大阪府では」というご意見でした。では次、委員、お願ひいたします。

○委員

中間見直しの資料1－1ですが、「第5次大阪府障がい者計画策定後の主な動き」の中で、障害者権利条約について国連の勧告が昨年（令和4年）にあり、それについて日本の障がい者施策について網羅的に評価検討いただいているわけです。そのことは、この中間見直しにおいて、大阪府の障がい者計画の中でもベースにしておく必要があるのではないか。改めて勧告で指摘をされたこと、特に国連の障害者権利条約の基本的な方向性からズレていると思われる事項については、踏み込んだ勧告指摘がありましたので、併せて大阪府の施策も擦り合わせ、課題抽出が必要なのではないかと考えています。

それについては、第5次障がい者基本計画の資料を付けていただいていますが、内閣府が国連勧告を受けて、障害施策委員会で多くの回数を繰り返して変更した内容を踏まえた基本計画になっております。だから、権利条約についての勧告内容とともに障害者基本計画の内容を丁寧に読み込んで、見直しの課題を洗い出して欲しいと思います。

この内容のとおり特に、国連勧告の中で問題となりましたのが、資料1－4の裏面。概要の部分の6「保健医療の推進」ということで、精神障がい者の早期退院と地域移行について地域移行を推進するような例えば、地域生活を支援する充実した体制が取られているかということが指摘されておりますので、併せてご検討をいただきたいということと、もう一つは、地域のインクルーシブ教育の部分で、充分でない。特別支援教育学校を廃止する必要はないと思いますが、本人及び保護者の選択でよりインクルーシブな教育を望んだり、それについて丁寧な支援を通級、巡回通級の充実という形で支援を指摘されていますので、その内容を踏まえて、見直しの課題等を検討いただければと思います。

あと、個人的には、雇用の分野についても踏み込んだ規範的な検討を選んでいたかと思いますので、併せて一般の就労への移行の問題、あるいは賃金の問題等。大阪府からのこの間の課題でもあったと思います。以上です。

○小野会長

はい。ありがとうございました。特に、権利条約あたりから、かなり大きなものがございましたので、そのあたりをどのような形で大阪府として受け止めて入れていくか。今、具体的にも2点ほど保健医療の部分と福祉教育の部分をご指摘いただきましたが、その負担の軽減なりも必要ではないかというご指摘もいただきました。ありがとうございました。それでは、委員、どうぞ。

○委員

今回特に、強度行動障がいのある人に対する支援について、かなり盛り込んだ形で入れていただいておりまして、私どもの協会でも強度行動障がいのある人の支援で地域での暮らしの支援というものは、重要な課題となっております。そしてこの間、厚生労働省で「強度行動障害を有する者の地域支援体制整備に関する検討会」でも多く議論をされてきてまして、特

に大阪府においては、人材育成のモデル事業として、先駆的な取組みを積み上げていただきたい、検討会でも大阪府の取組みについて発表をしていただくということで、非常にこれは継続して取り組んで積み上げていただきたいと思っている所です。

ただ、その中で、検討会でも出されたのですが、強度行動障がいを有する人に対する支援というものは重点的に頑張ってやっていくということはもちろんのですが、それ以前の、要は、行動障がいを誘発させない、幼児・学齢期からの障がい特性に基づく合理的配慮に基づいた支援ですね。それをしていくことが重要で、先ほどもありましたように、この教育との連携ですね。特に自閉スペクトラム症のある子どもさんへの特性に基づいた支援というものがなかなか積み上がらないと。

最近は、割と取組みをしているということは聞くのですが、まず、正しい幼児・学齢期からの障がい特性に基づいた支援を積み上げていくということをもっと、視点を向けていただきて、福祉、教育、家庭との連携という「トライアングルプロジェクト」というものを国も提唱しているわけですから、そのあたりをもう少し活かして検討をしていただきたいということが私の思いです。

○小野会長

ありがとうございました。今のご意見などは特に、先ほどの生活場面などに反映できそうなご意見でした。ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。それではお願ひいたします。

○委員

難病連の仲間には、やはり、医療と日々の生活が切っても切り離せない人が多いです。自分の経験からしかお話しできないのですが、第5次障がい者基本計画の資料1－4の障がいの中に、「新型コロナウイルス感染症の拡大とその対応」というところがあって、その中間見直しの大きな資料の中には医療による支援と福祉的支援の両立の課題が見当たらないことが気になります。一方障がい者基本計画自体には感染症にかかったときにその支援が途切れないように「支援が途切れたり、支援をしてくれる人が減ったりしないように」ということが書いてあり、まさにこのことです。難病や障害があることで医療へのアクセスが普段から健常な方より困難な中で、病院に行ったりすること自体が難しかったり、病院を探すことが難しかったりということがまだまだあります。人間とウイルスの戦いは続いていくと思うので、やはりもう少し、医療アクセスということを考えてほしい。このことは決して、社会モデルを否定しているものではない。より平等に医療を受けるために医療ももっと社会モデルになってもらわないといけないところもあるので、そこをもう少しコロナウイルス感染症を踏まえた、災害対策の中でも良いのかもしれません、医療アクセスという点がもう少し入っていれば安心ではないかと。皆、どのような障がいを持った人も安心ではないかと思いました。

○小野会長

はい。なるほど。今のこととも例えれば、第5次でいきますと、「生活関連のⅣ：心や体や命を

大切にする」というあたり、難病の方々の課題として、医療を追加するものでしょうか。そのようなご要望でございますが、その形で反映させていくようなご意見ですか。

○委員

はい。普段から通院自体が難しかったりする人がパンデミックや災害時にさらに困難に陥るということを経験してきましたので。

○小野会長

ありがとうございます。

○委員

はい。

○小野会長

ほか、いかがでしょうか。はい、お願ひいたします。

○委員

聞こえない者の立場からいうと、昨年、情報アクセシビリティができました。しかし、私たちとしては、以前からいつも思っていることは、手話通訳者の支援がまだ足りないところがたくさんある。また、理解がなかなか進んでいないところもあります。

去年（令和4年）の5月にできた法律はとても良いと思います。期待しています。後押しもしなければいけないと思っています。

もう一つは、手話通訳の数が足りない。今、大阪府の委託を受けて私たち協会が手話通訳者を養成しています。養成講座を開いていますが、思ったよりも数が増えていないという状況です。高度な技術、知識を必要とするので、簡単にはできないことはわかっていますが、これからのことを考えると、今の体制ではまず、手話奉仕員養成は、市町村事業となっております。1週間に1度、夜に開いています。それが3年間続けます。1週間に1回だけです。そのようなレベルです。それでは、非常に長い時間がかかってしまう。もっと努力しなければいけないと。人にもよりますが、1週間に1回続けていてもというところも問題だと思いますし、また、手話通訳者の養成も同じです。1週間に1回。これも3年くらい通います。最後に、手話通訳者登録試験を受けて、それに合格しなければいけません。

それで登録者となると、聞こえない人の社会参加のために、協力してもらっている。登録者に協力してもらっている。登録者もそれぞれ自分の仕事を持っています。だから、全部を受けることができるわけではありません。

そのような実情がありまして、これから社会の中で聞こえない人たちが社会参加をしようとすると、私たちも含めて、いろいろな障がいのある方々の社会参加を考える場合、聞こえないたちは、手話通訳者を求める場が増えていくと思います。手話通訳者の数が足りない。それでは困ってしまいます。今までのやり方、方法では限界があると考えています。

大学で手話通訳者養成という科目を入れるとか、短期大学の中にもそのカリキュラムの中に手話通訳養成というようなカリキュラムを入れるとか、5年後、10年後を見通して。また、リハビリテーション学院（国立障害者リハビリテーションセンター学院）がありまし

て、その中に手話通訳者養成学科があります。その他にはありません。東京の埼玉にしかないので、関西でも1つあって良いのではないかと思います。

すぐにできる課題ではないと思います。今回のことときっかけに5年、10年後を見通した関西に大学の一つでも良いから、手話通訳をめざす、そのような学科があれば良いのではと思います。今までのやり方では、仕事を持しながら1週間に1回通って勉強するということですが、毎日通って勉強をするということとはやはり違うと思うのです。

そのような意味で、大学でもぜひ、入れて欲しい。法律ができた、そのおかげで障がい者の働く場も増えている。手話通訳者を求める場面も増えています。それは間違いないことです。医療の現場でもそうです。いろいろな場面でたくさんの手話通訳者が必要としています。私の意見は以上です。

○小野会長

はい。ありがとうございました。まさに先ほど、見直しの概要の中にも「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法を受けて」ということがございましたが、その点を評価しつつも、やはりそれだけではまだ不十分な点もあるということで、お話をいただきました。大学の中に手話通訳養成を入れられないかというお話もありましたので、ぜひ、見直しの中でご検討いただければと思います。

はい。少し進めていきますので、ほかにご意見のある方はいらっしゃいますか。これについて。はい、お願ひいたします。

○委員

細かいことがきちんとわかっているわけではないので、「どこに」ということが言えなくて申し訳ないのですが、知的障がいの場合、発達期からの障がいですから、子ども時代に一番多い障がいが知的・発達の障がいとなっていますので、障がいのある状態が人生の中で最も長い障がいです。

どうしてもこのような障がい福祉になると、子ども時代への視点がこれまで弱いところがあり、療育とか教育とかいう言葉になっていて、この資料1-1の「学ぶ」のところにも「早期療育や教育」という言葉になってしまいますが、口頭では、「家族支援」という言葉や、「ヤングケアラー」という言葉も出てきていて、少しずつ子ども時代から家庭に対し、支援をするという考え方が出てきているということは、大変ありがとうございます。先ほど、委員からも「子ども時代からが大切なのだ。」というお話がありましたが、国も知的障がい児の通所支援事業を来年度から大きく見直すということもいっておりまますので、小さい頃からシングルで育ててきたという経験をもとに、今、要介護の母親も介護しておりますので、重層的支援体制的な考え方が今から、見直すときに少しでも入れば、子どものこともやはり、入ってくるのではと思っておりますので、それがこの中間見直しのところに即しているかはわからないのですが、福祉計画のほうでは、障がい児の成果目標がきちんとあるわけですから、見直しのときに次年度からの成果目標になるところを入れつつ、

「地域で育てていくのだ」ということが、そのようなムードが伝わるような表記が入ればありがたいと思っております。以上です。

○小野会長

はい。ありがとうございました。そうですね。知的障がいの場合、まずは家庭の中でという形になりますから、そこが見えてきた段階で、いろいろな支援が始まるのですが、それが今までではやはり遅かったというご指摘がまず最初にありますて、そのうえで、おそらく1つは、もっと全体像を見て支援をする必要があるのだということで、ご自身の体験で、ダブルケアというような意味合いの話もありました。どうしても障がい者計画だと、先ほど言ったように少し縦割り的に話をしていますが、実態として、生活としては、むしろそうではない場合も当然あるので、国の大きな動きとして、地域共生社会、重層的支援体制整備というものが出てきている中で、この第5次の中にもそのあたりの意味合いをしっかりと受け止めて地域で育っていくし、皆で暮らしていくという意味合いのメッセージを込めて欲しいというそのようなご意見と受け止めました。ありがとうございます。ほかにございますか。

おそらく、今回のものは、事務局側に今、応答というよりもこのようないいご意見をまず受け止めていただいて、見直し案というものをもう少し練っていただけて、改めてまた皆さんにお示しをするというそのような手続きを進めるという理解でよろしいですか。そのあたり、進め方を少しお願いいたします。

○事務局

本日いただいた意見と、欠席されている委員もございますし、言い足りない委員さんもいらっしゃるかもしれませんので、このあと、9月末を目途に意見照会をさせていただこうと思っております。それらの意見を全て踏まえまして、事務局でどのように対応していくのかということを検討していきたいと思っております。

○小野会長

今日は皆さんからご意見をいただきましたし、まだ意見をされていない方もぜひ、ご意見を出していただけてということでございます。

どうしてもここのあたり、応答して欲しいというご意見があればなのですが、よろしいでしょうか。

議題1としましては、以上ということにして、事務局では先ほどおっしゃっていただいたように中間見直しの策定の内容についての変更も併せてぜひ、進めていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、議題2に移ってまいります。よろしくお願ひいたします。

議題2は、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく文化芸術活動に関する大阪計画（仮称）素案」についての内容になりますので、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局

では、失礼いたします。自立支援課です。私からは、「障害者による文化芸術活動の推進に

関する法律に基づく「大阪計画（仮称）」について、6月27日に文化芸術部会にてご審議いただきましたその内容についてご説明をさせていただきます。まず、資料の説明に入る前に、これまでの動きと、昨年度（令和4年度）、この会議でご報告させていただきました内容について改めてご説明させていただきます。

平成30年6月に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が施行されました。同法第8条におきまして、地方公共団体においても計画を策定することが努力義務とされております。これを受けまして、大阪府では令和3年3月に策定いたしました、現行の第5次障がい者計画におきまして、文化芸術に関する計画につきましても同計画の各章、各生活場面に記載する形でその内容を盛り込み、取組みを推進してきたところでございます。一方、その間、国におきまして、法第7条に基づき、文化芸術活動に関する基本計画（第1期）が策定されておりましたが、この計画が、令和5年3月に改定されまして、第2期の計画としてスタートする運びとなりました。

このような国の動きを受けまして、今回、大阪府におきましても、国の改定後の基本計画並びに先ほども企画課から説明がありましたように、東京オリンピック（東京オリンピック・パラリンピック）からこのようなものを起点とした文化芸術活動の活性化ですとか、レガシーを引き継ぎ、更に大阪・関西万博でのさらなる文化芸術活動への機運の高まり、これらを勘案しまして、文化芸術活動に関する都道府県計画を第5次障がい者計画に章立ての形式で明確に位置づけていくこと、また、その内容については、現行の第5次障がい者計画の中間見直しに合わせ、今年度の推進協でお諮りすることを昨年度の会議の場でご報告をさせていただきました。

ここまでが昨年度ご報告させていただきました内容となります。今回は、その具体的な計画の中身につきまして、素案を6月27日の文化芸術部会でご審議いただきましたので、その内容をご説明いたします。

資料2-1をご用意ください。点字版は、1ページになります。構成といたしましては、昨年度ご確認いただきました、「骨子案」に基づき、作成しております。

国における計画改定の動きを受けまして、法に定める10個の基本的施策について関連法及び、この間の障害者差別解消法の改正や、アクセシビリティ法の制定などの趣旨を踏まえたうえで、都道府県計画として策定するものでございます。点字版2ページになります。「趣旨・位置づけ・性格」でございますが、法第8条第1項。こちらが地方自治体における計画策定の努力義務規定になります。こちらに基づく計画といたしまして、文化芸術活動の推進に焦点を当てて取りまとめたものとなっております。点字版は3ページになります。「計画期間・推進体制」につきましては、第5次障がい者計画の終期に合わせることとして、令和6年度から令和8年度までとすること、また、府内及び関係者との周知・共有を図ることを記載してございます。

2. 府の活動について。大阪府では、平成13年度から国の障がい者文化芸術拠点である「ビッグ・アイ等との連携の下、文化芸術分野における障がいのある方の活動支援に取り組み、

当該支援に関する幅広いネットワークの構築や、様々なノウハウの蓄積に取り組んでまいりました。このようなこれまでの大坂府の取組みに加えまして、東京オリパラ等のレガシーを受け継ぐとともに、2025年大阪・関西万博のインパクトを生かし、さらに深化させることで、その後のさらなる発展と共生社会の実現に資するよう、人材育成やネットワーク強化、そのための支援センター、こちらは、ビッグ・アイさんになりますが、そのような所の連携・充実に努めていくことなどを記載してございます。

3. 基本方針です。大きく4つ掲げております。方針の1「裾野を広げる場・機会の創出」。誰もが参画可能な場・機会等の創出をさらに進めること。方針の2「高みをめざす」こちらは、市場への挑戦。文化芸術の分野におきまして、アーティスト・パフォーマー及びその作品・パフォーマンスの芸術的・市場的な評価が適正に行われる環境づくりを進めること、方針の3、点字版は5ページに移ります。「他分野・他機関連携、中間支援の充実」、より多くの人がより多くの主体による、場・機会等の創出、市場への挑戦などの取組みに参画するため、関係所管課や他機関と連携しネットワーク化を図るとともに、中間支援のさらなる展開・充実を図ること。方針の4、「人材育成」。文化芸術の分野で活躍するアーティスト・パフォーマーのみならず、文化芸術分野において障がいのある方が主体的に活動できる環境づくりを担う、いわば伴走者ともいうべき人材の育成を図ること、これら4つの方針を本計画における4つの柱として位置づけております。

4. 個別の施策の推進方向、点字版5ページです。障害者文化芸術推進法では、国と地方が講ずるべき施策として、11の基本的施策を定めております。そのうちの10項目について、地方が実施すべき項目となっております。資料に記載の（1）から（5）までの大項目に10個の基本的施策を包含した形となっております。それぞれ大阪府として、推進する方向を記載しています。

（1）文化芸術の鑑賞・創造・作品等の発表の機会の拡大、（2）作品における芸術的・市場的に適正な評価、販売に係る支援等、（3）権利保護の推進、（4）文化芸術活動を通じた交流の促進、（5）相談体制の整備、人材育成関係者の連携・協力となっております。

点字版7ページです。最後に、「めざす方向性」といたしまして、これらを計画的に推進していくことで、文化芸術に誰もが参画可能な鑑賞、創造、作品の発表等の創出をさらに進めること、また、障がいのある人が主体的に活動できる、環境づくりを進めることで、障がいのあるなしに関わらない共生社会づくりにつなげていくことをめざしています。

障がいのある人の個性・主体性を最大限に尊重しながら、本来、障がいのない世界である文化芸術に誰もが参画可能な場・機会等の創出を進めること、2025年大阪・関西万博およびその後の発展を見据えた取組みを展開することなどの方向性を記載しています。

点字版6ページでございます。（2）作品における芸術的・市場的に適正な評価、販売に係る支援等に関しては、適正な芸術的・市場的評価等による活動の場の創出を支援すること、障がいのある人の文化芸術作品の販売等に関する相談支援・人材育成・ネットワーク化の推進を図ることなどの方向性を記載しています。

(3) 権利保護の推進、(4) 文化芸術活動を通じた交流の促進、(5) 相談体制の整備、人材育成、関係者の連携協力となっております。

点字版7ページでございます。最後に「めざす方向性」としまして、これらを計画的に推進していくことで、「文化芸術」に誰もが参画可能な鑑賞・創造・作品の発表等の創出をさらに進めること、また、障がいのある人が主体的に活動できる環境づくりを進めることで、障がいのあるなしに関わらない共生社会づくりにつなげていくことをめざすとしております。

続きまして、墨字版は裏面になります。点字版は8ページとなります。「大阪府の文化芸術活動の推進の強み」についてでございます。

文化芸術活動は、人によっては、楽しみの一つとして、また、人によっては生きがいとなりうることから大阪府におきましては、裾野を広げるということはもちろんのこと、一方で高みをめざすといった点についても、重要視しております、その両方向を見据え、取組みを推進してきました。その結果、大阪府が展開する「障がい者舞台芸術オープンカレッジ」という事業ですとか、「障がい者アート企画展 about me “わたし” を知って」、障がい者アート作品販売等支援事業である『capacious（カペイシャス）』という事業を行っておりますが、これらの事業は、関係機関等からも注目と評価をいただいておりまして、府内の様々なプレイヤーの参画を得ながら施策を展開してきたこともあります、大阪府内からアーティストも数多く輩出されております。

このような成果も踏まえまして、今後におきましても山が高くなると裾野も広がるという点も視野に入れながら引き続き、多様な人材育成、他機関等との連携や中間支援の充実に取り組む必要があると考えております。

また、障がいのある人も同じ舞台に立つ、障がいのある人の作品を「現代アート」として打ち出すことなど、とりわけ文化芸術分野は障がいのあるなしに関わらない分野であることを引き続き発信していきたいと考えております。

最後になりますが、今回策定時における変更点（追加点）ですが、点字版は9ページになります。このような「裾野の拡大」と「高みの発展」の両方向の推進を念頭に置きまして、今回、新たに章立てをするに際し、盛り込んでいる主な変更点でございます。

全体共通事項としまして、総論の中ですが、1. 第5次大阪府障がい者計画に法第8条第1項に基づく計画である旨を明確に位置付けること、2. 文化芸術活動の推進を通じたウェルビーイングの理念の実現、障がいのあるなしに関わらない持続可能な社会の実現をめざすこと、3. アクセシビリティ法の成立、改正差別解消法の施行等に伴い、府においても、意思疎通支援にとどまらない情報保障を検討していくことが必要であること、これらを記載しております。

また、具体的な取組みといたしまして、1. オール府庁における取組みの記載とあります
が、「関係所管課における取組みを明記したうえで、多角的・総合的に施策を推進していくこと」、点字版は10ページになります。2. 2025年大阪・関西万博での事業展開、ま

たその先を見据えた事業を推進すること、3. 支援センター及び中間支援組織、他分野・他機関との連携を強化し、事業展開を検討していくこと、これらを新たに位置づけております。

今回、この場でいただいたご意見を踏まえまして、再度、文化芸術部会でご審議をいただく予定としております。その後、次回のこの会議の場で、最終案をご提示させていただく予定でございます。長くなりましたが、説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○小野会長

はい。ありがとうございました。「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律における大阪府計画」のご説明をいただきました。いかがでしょうか。先ほどの案でいきますと、これがこの中間見直しの後に第4章でになるのですが、これが独立した形で一つの章を形成するという部分でもありますので、皆さまからご質問・ご意見等ありましたらお願ひいたします。いかがでしょうか。委員、どうぞ。

○委員

この配布資料の11ページの「作品における芸術的な」とか、「詳細販売支援」というところで、私は、難病連の活動で出会った若いアーティストのことを思い出しました。普段の自宅がアトリエで、自分で作ったものを販売していて、そのようなことをするのはやはり、お仕事になるから、障がい福祉サービスとの兼ね合いで仕事にも日常生活にも支障が出るらしい。私は自分が受けていないので詳しくないですが、介護量が減るとか、介助者さんを付けられないとか、普段の障がい福祉サービス自体がその人の芸術活動としての、アーティストとしての働き方の実態に見合っていないこともあるので、目新しそうな提案は色々あるのですが、普段の障がい福祉サービス自体がある障がいのある人の、アーティストとしての、プロとしての自己実現をかなり、阻んでいるところがあると大変思って、気になっています。普段の福祉サービスとの連携のありかたをやはり検討していく、改善の提言をしていくということも「高みをめざす」とか、そのことにとっては、非常に大事なのではないかと思うので、才能を持った人がたくさんいるので、本当にもったいないことだと、その方を見ていました。

○小野会長

つまり、広くいうと、芸術活動のようなことをしながら作品を作っているのですが、それを販売することで福祉サービスのところに影響を与えててしまうという。

○委員

地域にある日中活動の場に行ってしまうと、そこで自分の作品を作るということができないとか、そうすると、「日中活動の所へ行けないね」となったりとか、ある程度の仕事量を確保し、自立して働きたいのだけれども、非常に困っている。

○小野会長

そのあたり、とても具体的で、もしかすると、細部にわたるということもあるかと思いますので、できればいずれきちんとヒアリングをしていただいて、どのようなことが起こっているかということを少し整理していただければ良いのではと思います。ありがとうございます。

した。

そうですね。本人的には、その才能をどんどん、開いていきたいという考え方です。ほか、いかがですか。はい、委員、お願いいいたします。

○委員

大阪府の方に質問をいたします。今回は、文化芸術活動を法律に基づいてということで、方針が載っています。スポーツのところでもそうではないかと思うのですが、資料2-2に「大阪府計画」というものがありまして、その中の15ページ、5に「具体的な取組み目標」とありますし、上に「スポーツ・リクレーション・文化活動の促進」と書いてあります。そこに「文化活動を促進する」と書いてありますよね。

今ある取組みの中で、障がい者のスポーツ支援の関係が書いてあります。これは、2025年のデフリンピックが東京で開催されます。昨年の9月に決まったばかりで、今、日本でデフリンピックの名前を知らない方がたくさん、いらっしゃいます。これから活動をして、周知を広めていただければいけないと思っています。

大阪府としましては、2025年デフリンピックが開催されることにあたって、大阪府には高等支援学校があります。また、聴覚支援学校が3つほどありますよね。子どもたちにデフリンピックのことを教えて欲しい。また、デフリンピックを開催するときは、選手やスタッフとか関係者として6,000人くらいの方々が日本に来られます。大阪府もどこかの国のチームを受け入れて、聞こえない子どもたちと交流をするとか、そのような案があれば良いのではと思います。東京パラリンピックのレガシーという言葉も書いてありますよね。東京パラリンピックのレガシーを取り込むということが芸術文化活動の前にあるので、そのようなことができるかどうかの質問です。

○小野会長

はい。それでは、質問ということですから、東京デフリンピックが2025年に東京で行われるということで。すみません。私は知らなかつたのですが、そのあたりについていくつかのお話をいただきました。大阪でどのようなことができるかや、そこについて何かお考えがあればということも含めて、事務局からご回答いただければと思います。いかがですか。お願いいいたします。

○事務局

自立支援課です。ご質問をありがとうございます。かねてから、デフリンピックのお話については、委員からもいろいろとご意見をいただいておりまして、これからどのような形で、知名度を、これも非常に問題ですし、どのように認知度を上げていくかや、どのような形で関わっていくかというのはこれから、またいろいろとご相談をさせていただきたいと思っております。

現段階で「具体的にこのようにしていく」ということはないのですが、ただ、いろいろな大阪府の主催行事の中で、デフリンピックのポスター掲示ですとか、いろいろな周知の方法とか関与の仕方などできる範囲で、これをどのような状況で展開できるかということも含

めて、またご相談させていただきたいと考えております。

○小野会長

はい。それでは、委員お願ひいたします。

○委員

スポーツの世界でもいろいろな「いつでも、どこでも、誰でもできる」という形のものがあるのですが、この文化の形のⅣの個別施策の2番で、先ほども少し出ましたが、適正な評価を支援するということはよくわかるのですが、販売まで支援をするということがどうなのか最終的には、販売なり、いろいろな手伝いをしたり支援をするということなのですが、そのようなことをこの中に入れてよいものかどうかと。適正な評価をするということは、支援をしたり、いろいろするというのはよくわかるのですが、販売までというのは少し疑問が湧くような気がしますので。少し意見として言わせてもらいました。

○小野会長

はい。ありがとうございます。「高みをめざす」ということで、評価まではわかりますが、さらにその販売あたりを支援するという意味合い。そのあたりについては、ご意見も持っておられますので、もし、まず事務局から応答があれば。いかがでしょうか。

○事務局

ご意見をありがとうございます。自立支援課です。今現在も、『capacious（カペイシャス）』という事業を展開しております、その中でアーティストの作品販売等に係る支援ということで、アーティストが通う事業所等への支援という形で実施をさせていただいております。国の基本計画におきましても、「芸術性が高い作品等の評価を行うこと」ということで、販売等にかかる支援についても文化芸術推進法並びに計画にも盛り込まれておりますので、どこまで関わるのかといった点は、ご意見はごもっともだと思っております。公がどこまで関わるのかという点は一つ論点としてはあるかと思いますが、現在、「高みをめざす」として位置づけている事業、こちらにつきましては、いただいた観点も大切にしながらどのような進め方をしていくのかということは、計画のとらえ方を議論する中で検討の一つにさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○小野会長

はい。では、今の時点ではまずはご意見ということで今後、どのように展開するかというお話をありましたので、ぜひ、ご意見をまたいただければと思います。ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。それではどうぞ。

○委員

障がい者の文化芸術活動の推進ということで、都道府県計画で作るという形なのですね。市町村との関わりといいますか、それはどのようになっているかということをお伺いしたいです。

やはり、身近な市町村の役割ということが非常に大きいのではないかと私自身は思いますが、この文化芸術活動にあたっては、市町村、都道府県の役割ということで整理をされて

いるのかどうか、そして、市町村をどのように位置づけて、どのような役割を期待するか、それらについてお伺いしたいと思います。

○事務局

自立支援課です。ご意見をいただきました市町村の役割ということになりますが、この計画の中で、本体にも6ページに今、記載をさせていただいております。関係機関との連携ですか、人材育成において大阪府のほうでビッグ・アイさんと連携してきております文化芸術に関する専門的なノウハウですか、関係機関とのネットワークまた、障がい者文化芸術というところは様々な点で配慮を要しながら作品に関わる、企画をするという観点が必要になってまいりますので、そのような観点ですか、ノウハウ、専門性を持っておられるビッグ・アイと、蓄積してきましたノウハウというものを地域で広めることができるようにということで今、裾野を広げるという事業の中で、市町村さんとの連携で市町村に出張するという形で実施をさせていただきながら、大阪府が有するノウハウを市町村さんにお伝えし、各市町村さんのほうでも取組みを進めることができるようなものを実施させていただいているところです。

今回、大阪万博ということもありますので、そのような場で大阪府としても何かしらの形で発信をさせていただくことで市町村全体への機運醸成ですか、周知・啓発という形につながっていくことを期待しております。以上です。

○小野会長

はい。ありがとうございました。ぜひ、その市町村の方々にも意識を持っていただければと思っています。

私からも一つ。この中間見直しを入れていきますので、今、お話をありがとうございましたが、2025年のこの大阪万博ですよね。大阪・関西万博の位置づけが、書いてはありますが、もう少ししっかりと具体性が出てきても良いのではという気がします。せっかくの機会ですから、大阪万博がどのように評価されるかいろいろあると思いますが、このような課題にしっかりと取り組むんだということを良い機会だととらえて、具体的なプログラムなり、何か一つの目玉ができればよいと思いますので、ぜひ、ご検討いただきたい。これは意見として出させていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議題の2つ目ですが、よろしいでしょうか。はい。ありがとうございました。

それではもう1点ございます。最後、3点目ということになります。議題3としまして、「第5次大阪府障がい者計画における難聴児の早期発見・早期支援について素案」ということですので、事務局からご説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局

改めまして、自立支援課です。こちらにつきましても私からご説明をさせていただきます。難聴児早期発見・早期支援に関する大阪府の取組みに関する第5次障がい者計画への位置づけについて7月6日に手話言語条例評価部会でご審議いただきました、その内容についてご説明をいたします。

これまでの動きと連動いたしますので、昨年度、この会議でご報告させていただきました内容と併せてご説明をさせていただきます。資料は、資料3－1になります。点字版は、資料3－1の1ページ目でございます。

これまで、平成29年に公布・施行しました手話言語条例に基づき、「言語としての手話の認識」や、聴覚に障がいのある方々等の「手話の習得の機会の確保」に向け、様々な取り組みを進めてきたところです。

1. 国の基本方針等のところです。そのような中、令和元年度、国におきまして、文部科学省と厚生労働省による「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」が立ち上がりました。本プロジェクト報告におきまして、難聴児の早期支援を促進するため、保健と医療・福祉・教育の相互の垣根を排除し、切れ目なく支援をしていく連携体制を整備すること。こちらが方向性として示されました。

点字版2ページに移ります。このプロジェクトの報告を踏まえまして、令和4年2月に、国におきまして、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」が出されました。基本方針の基本的な考え方としまして、2. 大阪府における難聴児の早期発見・早期支援のところになります。点字版は、6ページまで飛びます。大阪府では、難聴児の早期発見は、健康医療部を中心に、難聴児の早期支援は、福祉部を中心に双方が連携を密にして取組みを進めることと役割整理をいたしました。点字版8ページになります。指針を受けた早期支援に関するこの間の取組みといたしまして、『ひだまり・MOE』を中心とした相談支援の実施、庁内連携会議の設置のほか、難聴児の早期支援等に関する調査・審議を行う協議会として、手話言語条例評価部会を活用すること。また、健康医療部で作成をしました、大阪府新生児聴覚検査資料の手引きの統編として、検査以降の支援の部分に関する手引きの作成などを実施いたしました。

また、指針の中では、行政計画への位置づけについても示されておりまして、大阪府におきましては、第5次大阪府障がい者計画の見直しに合わせまして、庁内連携会議において、第5次大阪府障がい者計画に定める、各施策について指針の中に盛り込まれた、難聴児支援に係る基本的取組み等の内容を勘案し、改めて本計画において難聴児支援を位置づけ、実施をしていくこと及び各課の所管役割を確認、整理いたしました。その上で今回、プロジェクト報告及び、基本指針で謳われております、切れ目のない支援のための関係所管課との連携強化、中核的機能を要する体制の確保という点におきまして、資料の最後になりますが、点字版は9ページになります。

「府立福祉情報コミュニケーションセンター（大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター）を難聴児早期支援の中核機能拠点として、計画の上でも位置づけること」、「難聴児早期発見・早期支援に係る関係所管課との連携体制を拡大し、取り組んでいくこと」この2つを計画に新たに明記をし、位置づけることで切れ目のない支援に向けたさらなる取組みの推進を図ることとしたいと考えております。

なお、計画本文の具体的な変更点は、資料3－2、点字版は5ページから7ページに記載

をしておりますが、冒頭部分3ページ目に基本指針が示されたことと、難聴児支援の取組みを本計画に位置づけて、取り組んでいく旨を追記すること。もう1点。54ページの生活場面の2「学ぶ」におきまして、現在、手話言語条例の施策に関する記述がございます。その後段に国の基本指針を踏まえ、福祉情報コミュニケーションセンターを難聴児支援の中核機能拠点として関係機関と連携をして取り組んでいく旨を追記。このような体制の強化点に関する追記を2点行いたいと思っております。

参考としまして、第5次障がい者計画に位置づけることとした、難聴児の関係所管課の取組み箇所を、こちらは既に計画に記載をしているものの中で、実施をすることと整理をしておりますが、こちらにつきましてもピックアップをさせていただきました。説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○小野会長

はい。ありがとうございました。「第5次大阪府障がい者計画における難聴児の早期発見・早期支援について」ということで素案をご説明いただきました。ご説明をいただいたとおり、早期発見と早期支援という形で一應、それぞれ担当を分けながらなおかつ、切れ目のないという案が出てきましたが、それを進めていきたいというご説明がありました。

具体的な修正の箇所についても、若干ではありますが、資料3にてご説明はいただいておりますので、ご確認をいただければと思います。

それでは、この点につきまして、ご意見・ご質問等をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

こちらについても先ほど資料1－1のほうでちょうど真ん中の少し下あたりですよね。右側。「難聴児の早期発見・早期支援を加えた追記の形で計画の中にも位置づけられてくる」ということもご確認をいただければと思います。

よろしいですか。特にご意見はよろしいですか。はい。それでは、ありがとうございました。

先ほど少し私からありましたが、ご紹介いただいたように部会でご検討をいただいておりますので、こちらについては各自ご意見はございませんでしたが、今回の文化芸術部会のこのご意見については文化芸術部会でまたご審議いただくという進め方にさせていただきます。

それでは、以上で議題は終了ということになりました。推進協での議題、今日の部分についてはまずはここまでということですから、事務局にマイクをお返しいたします。よろしくお願ひいたします。

○事務局

小野会長、ありがとうございました。それでは、閉会にあたりまして障がい福祉室長の田中より一言ご挨拶を申し上げます。

○田中室長

障がい福祉室室長の田中でございます。委員の皆さんには、本日、長時間にわたりまして熱

心にご議論いただきましてありがとうございました。第5次大阪府障がい者計画中間見直しということで、幅広い観点からご意見をいただけたかと思っております。いろいろと踏まえるべき、計画策定時からの社会情勢の変化、それから、国の制度とか国連勧告の点にもご指摘をいただいております。あと、コロナ（コロナウイルス感染症）の対応でありますとか、あるいは強度行動障がいの方への支援、あるいは子どもの頃からの支援が大切であるというご指摘もいただいております。

また、大阪府の自立支援協議会からの提言も踏まえた対策の取組みの具体化ということもいるということでありますとか、あとは、差別解消法（障害者差別解消法）の改正も踏まえるべきだというご指摘もいただいたかと思います。

それぞれごもっともでございまして、我々としても今後、本日いただいたご意見を踏まえて、計画の見直しを進めてまいりたいと思っております。

今年度につきましては、今後2回ですね。12月と3月にこの会議の開催を予定させていただいている。委員の皆さんにおかれましては、引き続きご協力を賜りますよう、お願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○事務局

最後に、挨拶でも触れさせていただきましたが、今後の審議会の日程につきましては、次回の会議は、12月の開催を予定しており、第5次障がい者計画の中間見直し案及び第7期大阪府障がい者福祉計画、第3期大阪府障がい児福祉計画案についてご審議をいただく予定としております。

開催案内等につきましては、改めてご連絡をいたしますので、よろしくお願ひいたします。また、先ほどご案内をさせていただきましたが、本日の議題につきましては、限られた時間でのご審議となりましたので、まだご意見のある委員もいらっしゃるかと存じます。また、本日ご欠席の委員からもご意見を頂戴したいと考えております。後日改めまして、事務局から委員の皆さんに意見照会をさせていただきますので、ご意見がございます場合は、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、9月末頃を目処にご提出をいただきますよう、お願ひいたします。

今後の進め方といいたしましては、本日の議論を含めた、委員の皆さんのご意見を踏まえ、第5次大阪府障がい者計画に反映を検討していきたいと考えております。

以上をもちまして、「第55回大阪府障がい者施策推進協議会」を閉会させていただきます。本日は、長時間にわたりありがとうございました。